

## 内部統制報告制度に関する要望・意見

## 内部統制報告制度に関する要望・意見

要望・意見の相手先	件数
経団連からの要望（22年1月）【以下、「経団連」】	8件
銀行からの要望（22年4月）【以下、「銀行」】	7件
第3回 財務報告に係る内部統制報告制度に関するインターネット・アンケート（22年1月）（日本監査役協会）【以下、「監査役協会」】	62件
中堅・中小上場企業向けアンケート調査（21年2月）（金融庁、経済産業省）【以下、「中堅・中小」】	7件
内部統制報告制度相談・照会窓口（21年4月～22年3月）（金融庁、経団連、日本公認会計士協会）【以下、「相談・照会」】	67件
第1回 新興市場上場企業向けアンケート調査（20年8月）（金融庁、取引所）【以下、「新興市場①」】	89件
第2回 新興市場上場企業向けアンケート調査（21年2月）（金融庁、取引所）【以下、「新興市場②」】	106件
その他個人からの要望・意見【以下、「個人」】	14件
合計	360件

## 1. 中堅・中小上場企業に対する簡素化・明確化

No.	項目	相手先	要望・意見の概要
1	評価手続等に係る記録及び保存の簡素化・明確化	新興市場 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務プロセスの文書化について、あれ程の労力を投じて行う必要性を全く感じない</li> <li>・ 監査法人所定の書式での文書化要求による負担が重い</li> <li>・ 実質上の内部統制は機能しているにもかかわらず、法対応のため形式的に文書の整備を行わなければならない部分が多く、文書化のレベル感が分からない</li> </ul>
2	会社の規模等に応じた手続の合理化、代替手続の容認	監査役協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての上場企業に同等レベルの制度を導入する必要はない</li> </ul>
		新興市場 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模な会社では、限られた人員で内部統制報告制度への対応を行っているため、内部統制の範囲や基準等、現場に即した軽減化が進むことを望む</li> <li>・ 実施基準等が大会社を前提とした内容になっていると思われるため、規模に応じた段階的な導入や一部軽減など、具体的な基準を示してほしい</li> <li>・ 中小規模企業への軽減措置を検討してもらいたい</li> <li>・ 中小企業が実施可能である、費用・効果のバランスもとれる統制の内容の事例を示してもらいたい</li> </ul>
		個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補完統制に該当する各種事例の組み入れが可能ではないか</li> <li>・ 手続の省略に該当する各種事例の組み入れが可能ではないか</li> <li>・ 経営者のモニタリング機能を内部統制の評価に活用してはどうか</li> </ul>
3	全社的な内部統制の評価方法の簡素化	新興市場 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全社的な内部統制の対応レベルの判断が難しい</li> </ul>
		個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42項目が例示であることを強調してはどうか</li> </ul>

## 2. 制度導入2年目以降可能となる簡素化・明確化

No.	項目	相手先	要望・意見の概要
1	持分法適用会社に係る評価・監査方法の明確化	経団連、銀行、相談・照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他株主の存在等を勘案すると、特に、非上場の持分法適用会社における評価結果の取り込みは現実的に難しく、評価対象から持分法適用会社の削除を検討してほしい</li> </ul>
		中堅・中小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持分法対象会社の評価方法について、実施基準では、関連会社が有する財務諸表に対する影響の重要性を勘案して評価対象を決定するとされているにもかかわらず、監査人からは、グループ全体の当期利益に占める当該会社の割合が5%を超えた場合などは、重要な拠点と認識し業務フロー・リスクコントロールマトリクスを作成して評価すべきと言われている</li> </ul>
2	評価対象範囲の絞込み（省略できる範囲の拡大）	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値基準（3分の2）も一定の役割を終えたため、これらを柔軟化又は削除してはどうか</li> </ul>
3	対象とする統制やサンプリング方法等の緩和	中堅・中小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者評価結果を監査人が利用しない、若しくは一部しか利用しない</li> <li>・ 経営者の評価手続と監査手続が異なり、内部統制に対し監査法人独自の検証が行われ、別途監査対応が必要となり負担が重い</li> </ul>
		個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制監査部門等の評価結果の活用を明確化してはどうか</li> <li>・ 内部統制監査の簡便化をしてはどうか（前年度等の監査で問題等がなかった部分）</li> </ul>
4	内部統制の評価方法	経団連、銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者による内部統制評価における自己点検の利用に際しては、実施結果に対して独立したモニタリングの実施が必要とされているが、リスクアプローチの考え方に則り、低リスク領域においては、自己点検の実施結果を直接利用することを可能としてほしい</li> </ul>

### 3. その他の明確化

No.	項目	相手先	要望・意見の概要
1	「重要な欠陥」の判断基準の明確化	相談・照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績の変動が大きい場合にも、必ず重要性の基準値を税引前利益の5%にしなければならないか</li> </ul>
		新興市場②	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な欠陥の判断指針における税引前利益5%基準や事業特性等による修正比率のガイドラインが明確でないため、判断指針を明確化してほしい</li> </ul>
		個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表監査の重要性の判定基準と異なる基準が採用できることを明確化してほしい</li> <li>数値基準(5%)も一定の役割を終えたため、これらを柔軟化又は削除してはどうか</li> </ul>
2	全社的な内部統制の評価範囲の明確化	経団連、銀行、新興市場①	<ul style="list-style-type: none"> <li>全社的な内部統制の評価対象について、リスクアプローチの考え方に則り、僅少として対象外とできる範囲の拡大を検討してほしい</li> </ul>
		個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値基準(95%)も一定の役割を終えたため、これらを柔軟化又は削除してはどうか</li> </ul>
3	総会で代表取締役が交代した場合の内部統制報告書の表紙の代表者名	相談・照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会で代表取締役が交代した場合の内部統制報告書の表紙の代表者名は誰を記載すべきか</li> </ul>

No.	項目	相手先	要望・意見の概要
4	財務諸表監査報告書及び内部統制監査報告書（いわゆる統合監査報告書）の提出後、有価証券報告書のみ訂正報告書を提出（監査報告書を添付）する場合の内部統制に係る監査報告書の取扱いの明確化	相談・照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表監査報告書及び内部統制監査報告書の提出後、有価証券報告書のみ訂正報告書を提出する場合の内部統制に係る監査報告書の取扱いを明確化してほしい</li> </ul>
5	内部統制報告書（後発事象）	経団連、銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券報告書における開示後発事象については、合意成立又は事実の公表のときに開示を求められるのに対して、内部統制報告書の付記事項に記載すべき開示後発事象については、事業年度以降、内部統制報告書提出日までに行われた事象を開示後発事象として開示するものとされている。この場合、同一の開示後発事象について、有価証券報告書と内部統制報告書で認識する時期に相違が生じることも想定されるが、開示後発事象の認識時期について、両報告書上、違いが生じている背景および理由並びにその対応について、Q&amp;A 等において明示してほしい</li> </ul>
6	財務報告の対象範囲	経団連、銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」については実施基準の例示だけでは対象項目の特定が困難なため、例示を詳細化及び明確化をしてほしい</li> </ul>
7	全社的な内部統制の評価方法	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示府令の改正によるガバナンス情報の記載の増加に関連して、監査役のモニタリング機能等に関して、有価証券報告書の開示とのリンクもあり得るのではないかと</li> </ul>
8	監査役等との連携	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査役などガバナンス機能との連携の強化を強調してほしい</li> </ul>

#### 4. 「重要な欠陥」の用語の見直し

No.	項目	相手先	要望・意見の概要
1	「重要な欠陥」の用語の見直し	経団連	・ 「重要な欠陥」の用語のインパクトが強すぎて、投資家に財務諸表に欠陥があるような誤解を与える懸念が強く、また、メディアの一部でも「重要な欠陥」の表明企業に「欠陥企業」であるかのような表現が使用されているため、「弱点」に変更してはどうか
		監査役協会	・ 重要な欠陥という言葉のニュアンスについて会社法・金商法の2つの法律の規制下における実務上の混乱等を解消する必要があるのではないか
		新興市場 ①	・ 「重要な欠陥」という言い方をやめるべきではないか

以 上